

# 「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

## 1. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定により、危険・有害な化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示（以下「ラベル表示」という。）をしなければならないこととされている。また、法第57条の2第1項の規定により、危険・有害な化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付等により、当該化学物質の名称等の通知（以下「SDS交付等」という。）をしなければならないこととされている。

これらの規定の対象となる化学物質（以下「ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質」という。）は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条及び第18条の2において、令別表第9に掲げる物、令別表第9に掲げる物を含む製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの等と規定されており、当該製剤等については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第30条及び第34条の2において、その含有量が則別表第2に定める値（以下「裾切値」という。）のものを除くものとされている。

今般、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）の内容を踏まえ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）により、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の範囲を、これまで行政判断により令別表第9に個々の物質名を列挙する形で規定していたところ、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を則に列挙する方法へと変更すること、また、裾切値を告示で規定する改正を行うことから、則についても所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

- (1) 名称等の表示又は通知すべき化学物質の削除に伴う裾切値の規定の削除  
改正令の施行に伴い、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外される物質について、則別表第2より削除することとする。
- (2) ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の裾切値に係る規定方法の変更  
改正令により、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を含む製剤その他の物に係る裾切値を告示で規定する改正を行うことに伴い、則における当該裾切値の規定を削除することとする。
- (3) ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の個別列挙に係る規定の追加  
改正令に示されたラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の包括的な性質や基準に基づいて、則においてラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を個別列挙することとする（ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質は別表1及び別表2のとおり）。
- (4) その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

・改正令による改正後の令第 18 条及び第 18 条の 2

#### **4. 施行期日等**

公 布 日：2 (1)、(4) の一部 改正令の公布の日  
2 (2)、(3)、(4) の一部 令和 5 年 9 月下旬 (予定)  
施行期日：2 (1)、(4) の一部 公布日  
2 (2)、(3)、(4) の一部 令和 7 年 4 月 1 日

#### **5. 経過措置**

2 (3) の改正を行うことによりラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質として個別列挙する物質のうち別表 2 に掲げる物質については令和 8 年 4 月 1 日からラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に追加することとする。